

これまで組合が言ってきたが会社は何もしなかった事が今回の事態を招いた！ 個人差、地域差がある。個人の判断に任せること！

7月7日、地本は5月25日に発生した2328F乗務員の熱中症による体調不良について申21号により会社と業務委員会を開催し、これまで組合の指摘、要求に対して何もしてこなかった事が今回の事態を招いた責任と今後の対応について会社と議論を行いました。

【会社回答】

1. 今回の幸田～相見間での事態の内容（影響人員、列車遅れ、影響人員など）を詳しく説明すること。
2. 幸田～相見間で発生した事象を時系列で説明すること。
3. 安城駅構内での買い物カートとの接触事故の内容及び指令の指示、乗務員が行った対応について説明すること。
4. 運転士並びに車掌の体調不良の病名は何だったのか明らかにすること。
5. 今回の列車支障、つまり乗務員が体調不良になったに原因について説明すること。

回答：1－5について

運転士について平成27年5月25日（月）当該運転士は、名古屋駅から第2328F列車に乗務していたところ、安城駅進入時に踏切内にてショッピングカートと触車した。現場の確認及び車両点検を実施、約20分後に運転を再開した。その後、相見駅から幸田駅走行中に体調不良（手足のしびれ）を感じ指令に報告。同区間で乗務を中止し救急車で搬送された。

検査にて異常は認められなかったが「病状は熱中症」との所見であった。これ以上の所見は得ていないが、現場確認と車両点検のため車外に出て作業をしていたために、この後に軽い脱水症状等になったものと思われる。

車掌について平成27年5月25日（月）当該車掌は、大垣駅から第2328F列車に乗務していたところ、相見駅から幸田駅走行中に運転士が体調不良となり停車し

たため、その旨を指令に報告し、運転士の介抱にあたっていた。その後、先の踏切に到着した救急車を認めたため、救急隊を迎えに行き、救急隊とともに列車に戻ったあと、運転士を降ろすために、貫通路に避難梯子を設置し、運転士を救急隊に引き継いだ。運転再開後、息切れや手足のしびれを認めたため、豊橋駅到着後、自区に報告し救急車にて搬送された。検査にて異常は認められなかったが「高温下の運動後、気分不良」との所見であった。これ以上の詳細な所見は受けていないが車外に出て運転士の救護に奔走したことによる、その後に症状が現れたものによる。

列車運休列車は上り4本・下り5本の計9本と部分運休は上り6本・下り5本の計11本、列車の遅れは上り15本・下り2本の計17本、遅れ時分は87分から11分の遅れ。影響人員は約4280名

6. 今後の対策についてどのように考え、何を行うのか明らかにすること。

回答：熱中症対策についてはこれまでも水分補給の呼びかけや、体調管理の啓発を行って来たが引き続き必用な対策をとっていく。以下の対策を追加、5月27日制服の夏服への切り替えを前倒し実施、6月2日水分補給のさいのルール変更とこまめな水分補給の指示、事後報告不要。6月15日、制服着用ルールの変更、上着着用省略の場合の追加として車外作業時、運輸区から駅舎間の移動時、その他熱中症の恐れがある時

「主な議論」

組合：会社の認識としてどの様に考えているのか。

会社：重く受け止めなければならない。当日は25℃で高くはなかった。

組合：それは現場の温度なのか。それとも気象台の温度なのか。

会社：気象台の温度である。

組合：会社は現場の実態を全く考えていない。今回の事態は組合から言えば起るべきして起きた事象であり、会社の責任は免れない。運転士は被害者である。

会社：これさえやっていれば起こらなかったと云うものではない。乗務員はスポーツドリンクをペットボトル半分くらい飲んでいる。

組合：個人の問題ではない。

会社：簡単な話ではない。これをやらなかったから起こったと云うことではない。水分補給は出来ていた。5月の気象下で発生したことでもある。

組合：暑い場合、寒い場合どうするのか会社は考えて居なかった。

会社：対策をしていたらどうなっていたのか、仮定の話はしない。

組合：乗務員の自由な判断に任せるべきである。

会社：サービス規程があるので勝手な判断は許されない。

組合：お客様に心配されながら乗務している。

会社：いずれは変わるかもしれないが現状で行く。

組合：個人差、地域差がある一律の対応に無理がある。

会社：本人がまずいと思ったら脱ぐことも出来る。

組合：乗務中でも出来るのか。

会社：どんな場合でも脱いでも良いとはならない。

組合：乗務員はその場から逃げることは出来ないのである。安全面から考えて運転に集中出来るよう自由にすべきである。

会社：接客をする場合もあるので必要である。

組合：会社として不都合があるのか。

会社：制服の役割、会社のイメージなどお客様の目がある。

組合：会社の自己保身である。来年も今回のように実施するのか。

会社：来年は来年で考える。

組合：会社は体調不良になった乗務員に対して個人的な事柄まで介入してプレッシャーを掛けている。このまま行くと再び問題が発生することになる。他会社の対応も参考に考えられる対策をただちに行うこと。

以 上